

修14 - 17 建築設備検修工事 仕様書

(適用範囲)

- 第1条 建築設備(給水設備・冷暖房装置・換気設備)の定期検査、修繕(以下「検修」という。)の施工については、この仕様書の定めによる。
2. この仕様書の定めのないものは、次のとおりとする。
- (注)別に定めのあるものは、次のとおりとする。
- 千葉都市モノレール構造物整備基準(昭和62年12月22日規定(施)第5号)

(検修設備及び内容)

- 第2条 検修を要する設備・検修内容は次のとおりとする。
1. 給水設備検修
「別表1」のとおりとする。
 2. 冷暖房装置検修
「別表2」「別表3」のとおりとする。
 3. 換気設備検修
「別表4」のとおりとする。

(提出書類)

- 第4条 施工にあたり、次の書類を提出すること。

業務着手時

1. 施工計画書
2. 業務着手届
3. 主任技術者届(経歴書)
4. 検修責任者名簿
5. 工程表

業務実施時

1. 作業申込書(監督員の指示による)

業務完了時

1. 業務完了届
2. 成果物
報告書(点検調書を含む)

その他監督員が指示するもの

(検修の時期)

- 第5条 検修の詳細な時期については監督員との打合せにより施工すること。

(検修責任者)

- 第6条 検修を施行する場合は、作業単位ごとに検修責任者を配置しなければならない。

(検修責任者の届出)

- 第7条 検修を施行する場合は、検修責任者の氏名等を工事監督員に届出するものとする。

(検修の着手及び履行の届出)

- 第7条 検修責任者は、定期検査の実施計画(工程表・作業申込書)を実施の10日前までに工事監督員に届出、承認を得るものとする。
2. 検修責任者は、当日の作業が完了したときは、監督員に報告するものとする。
 3. 検修責任者は、当日の作業が完了したときは、その状態を確認して、速やかに検修記録表を監督員に提出するものとする。

(検修の実施)

- 第8条 検修の実施にあたっては、事故防止に努めるとともに当社の業務及び旅客に支障を及ぼさぬよう、関係箇所と連絡を密にし、実施すること。

(事故発生の処置)

第9条 検修責任者は、作業に関して事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、直ちに関係箇所に連絡してその指示を受けるとともに、適宜の処置をとらなければならない。

(部品交換)

第10条 検修にあたり軽微な部品交換等が必要が生じた場合は、本工事に含むものとする。
2. 検修の結果、補修工事が必要な場合は、別途監督員の指示によること。

(監督員の立合い)

第11条 監督員が立合いを指示した作業は、監督員の立合いのもとに行わなければならない。

(後かたづけ)

第12条 作業の後かたづけは、当該作業が終了した都度、速やかに且つ入念に行うものとする。

以 上